

第2回総会議事録

<開催日> 令和2年9月8日(火曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎(会議室A1・A2)

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第123号～報告第137号

農地法第3条の3届出 3件

農地法第4条届出 2件

農地法第5条届出 10件

日程第3 報告第138号～報告第153号 農地の転用事実等に関する照会 16件

日程第4 報告第154号～報告第159号 農地法第18条第6項等通知 6件

日程第5 議案第99号～議案第101号 農地法第3条許可申請 3件

日程第6 議案第102号 農地法第4条許可申請 1件

日程第7 議案第103号～議案第113号 農地法第5条許可申請 11件

日程第8 議案第114号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更 1件

日程第9 議案第115号 農地法第5条の規定による許可処分の取消 1件

日程第10 議案第116号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和2年度第5次計画分) 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
10 番	地曳 功一	11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子
13 番	高橋 勇	14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司
16 番	吉田 和義	17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕

以上 18人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<農林水産課>

副主幹 磯部 光治 主任主事 渡部 千絵

<事務局出席者>

事務局長 小泉 博 副主幹 加藤 進哉 主任主事 吉野 慶太
事務員 飯島 直也

<午後3時00分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第2回総会を開催いたします。
本日の出席委員は18名であり、会議は、成立していることを報告いたします。
また、本日、議案説明のため農林水産課職員の出席を依頼しましたので、よろしくお願いいたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席8番平野眞一委員と議席18番地曳昭裕委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第123号から報告第137号、3ページから6ページの農地法第3条の3の届出3件、農地法第4条の届出2件、農地法第5条の届出10件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第138号から報告第153号、7ページから8ページの、農地の転用事実等に関する照会16件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第154号から報告第159号、9ページから11ページの、農地法第18条第6項等の通知6件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第99号から議案第101号、12ページの農地法第3条の許可申請3案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

議案第99号から議案第101号、農地法第3条許可申請3案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いいたします。

初めに議案第99号ですが、申請箇所は、3条位置図1の真里地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。
なお、当該申請地は仮換地予定地であり、仮換地後の地番を調査したものです。

続いて、議案第100号及び議案第101号ですが、関連案件のため、一括して説明いたします。

事務局

申請箇所は、3条位置図2の下内橋地先の農地になります。
双方自身の農地として利用していたが、先代以前より交換して利用していたことが判明し、現状に合わせた形にするため、交換による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の金子委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

金子委員

まず、議案第99号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約360日で、約48,240平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。
農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
仮換地予定地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、議案第100号及び議案第101号は関連案件のため一括してご説明いたします。
本件は、双方自身の農地として利用していたが、先代以前より交換して利用していたことが判明したことから、現状に合わせた形に権利関係を確定させるため申請がされたものです。
まず、議案第100号についてですが、譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約60日で、14,744平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。
農業機械はトラクターを所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は畑で、ネギ及びサトイモを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
続いて、議案第101号についてですが、譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、10,368平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。
農業機械はトラクター・耕運機・田植機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は畑で、じゃがいもを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
なお、議案第101号の譲受人は■■市在住ですが、毎週母の様子を見るため帰省しており、その際に農業を手伝っているとのことです。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第99号から議案第101号の3案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議が無いようですので、採決いたします。
議案第99号から議案第101号、農地法第3条の許可申請3案件について、許可に賛成の

議長

方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第99号から議案第101号は許可と決定いたします。

次に、日程第6 議案第102号、13ページの農地法第4条許可申請について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第102号、農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図4-1の下望陀地先の農地になります。

申請目的は、農家住宅用地として転用するものです。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借り入れで賄う計画であり、金融機関の承認書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月25日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業着手するものと思われま

す。最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可に関する書類の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

す。以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の杉山委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

杉山委員

議案第102号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内にて集水し、汚水等は、合併浄化槽で処理した後、前面の市道側溝へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する農地はないため問題はないと思われま

す。次に周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地はないため問題は生じないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく願います。

議長

以上で、説明が終わりました。

議長

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第102号、農地法第4条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第102号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第103号から議案第113号、14ページから17ページの農地法第5条の許可申請11案件について、議題に供します。

まずは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第103号から議案第113号、農地法第5条許可申請の11案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第103号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の永井作地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅からおおむね500メートル以内の区域であるため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し融資会社からの借入で賄う計画であり、融資の内定通知書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月31日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第104号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の吾妻地先の農地になります。

申請目的は、賃貸共同住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借り入れで賄う計画であり、金融機関の融資証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年6月30日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可の申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第105号から議案第111号ですが、関連案件ですので、一括してご説明いたし

ます。

申請箇所は、転用位置図5-3の中里地先の農地になります。

申請目的は、有料老人ホームとして転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、仮登記権利者及び抵当権者が確認できましたが、転用についての同意書が出ております。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月30日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可の申請書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第112号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の曾根地先の農地になります。

申請目的は、農家住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借り入れで賄う計画であり、金融機関の承認書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月15日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可に関する書類の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第113号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の牛袋野地先の農地になります。

申請目的は、農家住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び金融機関からの借り入れで賄う計画であり、それぞれ預金通帳の写し、金融機関の審査書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年5月31日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可に関する書類の写し等も添付さ

事務局

れ、確認したところ問題ないものと思われま

す。なお、議案第105号から議案第111号について、担当より補足説明があります。

私から、議案第105号から議案第111号について、補足説明をさせていただきます。

本案件に係る譲渡人の地権者の中で、平成29年に違反勧告を受けたものがあります。違反の内容ですが、■■の■■地区において、農地法の許可を受けずに残土を埋立していたものです。

これを受けまして、千葉県担当とも協議をし、その地権者に対し違反状態を是正するよう再度働きかけ、話し合いの結果、9月末までに残土を撤去することを約束させました。是正計画書も提出されておりますので、今後はその計画に沿って残土の撤去を進めていくと思われま

す。是正完了次第、市と県で現地状況も確認し、違反が解消された後に許可となる見込みです。

以上で、事務局の補足説明を終わります

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第103号及び議案第104号について、山口進委員をお願いします。

山口進委員

議案第103号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、機材を分けて軽トラックで運び、破損等がないように工事を行っていくため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

いします。続いて、議案第104号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いた

します。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内で集水、汚水は合併浄化槽で処理したあと北側水路に排水するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願

議長

いします。続いて、議案第105号から議案第111号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

議案第105号から議案第111号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をブロック土留め及びフェンスで囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は地下式雨水抑制施設で流出量を抑制し、汚水は合併浄化槽で処理をして南側水路に放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地は無いため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願

議長

いします。続いて、議案第112号及び議案第113号について、齋藤委員をお願いします。

齋藤委員

議案第112号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地内にて集水し、汚水は合併浄化槽にて処理し西側道路側溝に放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路や住宅に面している場所であるため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

す。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

すので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願

いします。議案第113号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま

す。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は浸透柵により地下浸透させ、オーバーフロー分を既設水路へ放流し、汚水は合併浄化槽により処理し、既設水路へ放流するため問題は生じないと思われま

す。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため問題はないと思われま

す。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われま

す。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、自身の土地を進入路として利用するため問題はないと思われま

齋藤委員	<p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p>
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	太陽光発電の施設について事務局の判断を聞きたいのですが、今回の件については隣接する農地が無いので問題はないのですが、私の地元で、太陽光発電をするためにフェンスで囲い、今まで畦畔で使用していた部分がなくなり、畦畔からの管理が出来なくなったとの話を聞きました。畦畔部分についてはどのように指示しているのでしょうか。
事務局	畦畔の部分ですけれども、周辺農地への影響となりますので設置については配慮したうえでものになります。ただし、実際にそのような影響が出ているとのことですので、市と県で現地確認を行っているが隣接する農地等がある場合は、今後重点的に出来た後についても注意するようにしていきたいと思っております。
地曳昭裕委員	いままで畦畔に関する注意というのは、周辺農地の影響という言葉で行っていたということですか。
事務局	はい。周辺農地への影響ということで行っており充分配慮しておりますが、今後も隣接する農地がある場合には、より注意するように指導していきたいと思えます。
地曳昭裕委員	委員の皆さんにお聞きしたいのですが、太陽光発電施設によって、畦畔が面積に占有されて、畦畔の管理に支障をきたすというような事例とか聞いていませんか。
安藤委員	転用の許可が出れば、境界まで埋め立てられる。境界まで転用の許可がでているのだからもし畦畔が太陽光を行う側のものであれば、許可の中なので問題ないのではないのでしょうか。
清水委員	はい。
議長	清水委員、どうぞ。
清水委員	<p>私の波岡地区では、太陽光発電を作る際に畦畔をつぶすようなことはなかったです。</p> <p>全て田を埋め立てないで、畦畔を残したままで太陽光を行っておりますので、その周辺農地へは迷惑はかかっていません。</p> <p>だから、畦畔を残すには、畦畔を除いた部分を許可するような形でないとだめなのではないのでしょうか。考え方としたら、田を埋めないで現状の形で使用する分には許可しても大丈夫かなと思います。</p>
安藤委員	境界を避けて、フェンスを建てることを承知してくればよいのでしょうか。
地曳昭裕委員	農業委員会として境界まで使用してよいのか、本来は占有する権利があるけども畦畔部分を譲ってフェンスを建てるようにするのでしょうか。

事務局	<p>地曳委員の提案ですが、所有権の権利に関する部分なので強制ということは難しいとは思いますが、周辺農地の影響を鑑みたときをお願いとさせていただきますし、太陽光施設を行う時には、隣接する農地の所有者には、事業者の方から、説明等をするようになっているので、その中で隣接する農地への影響がないように事業者に徹底し指導していきたいと思っております。</p>
地曳昭裕委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他、ございますか。 ご意見等も無いようですので、議案第103号から議案第113号の11案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈 異議無しの声 〉</p> <p>ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第103号から議案第113号、農地法第5条の許可申請11案件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">〈 全員挙手 〉</p> <p>挙手全員であります。 よって、議案第103号から議案第113号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、日程第8 議案第114号、18ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第114号、農地法第5条の規程による許可後の計画変更承認申請1案件について、ご説明いたします。 申請箇所は、位置図5-6の伊豆島地先の農地になります。 計画変更の理由は、一時転用の期間の延長になります。 本申請は、伊豆島のポルシェ試走場建設の工事に伴い、一時的な資材置場及び駐車場として、一時転用を伴う賃借権設定の許可をしたものです。令和2年5月8日開催の第34回総会で許可相当となり、令和2年6月3日に許可となっております。 当初の計画では許可期間中に、本事業区域内の工事が完了した場所へ資材及び車両を移動する計画でしたが、本事業区域内の工事に遅れが生じ、期間内の移動が困難になったことにより、引き続き当該地を利用したく、一時転用期間の延長を求めているものです。 以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当委員の地曳功一委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地曳功一委員	<p>議案第114号について、調査してまいりましたので、ご説明いたします。 この案件は、これまでどおり資材置場及び駐車場として使用するための、期間延長の申請とすることで、申請地の周囲に隣接する営農中の農地もないため、周辺農地への影響はないと思っております。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。 ただいまの事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、</p>

議長

お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第114号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第114号は、承認するものとして知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第9 議案第115号、19ページの農地法第5条の規定による許可処分の取消について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第115号、農地法第5条の規定による許可処分の取消申請について、ご説明をいたします。

本申請は、ガス管等の設置工事のために、当該地を車両置き場及び現場事務所として一時転用する内容で、令和元年9月9日開催の第26回総会、議案第89号で許可相当となり、令和元年9月26日付けで農地法第5条の許可となっております。

今回、事業計画の変更に伴い、当該地を使用する必要が無くなったため、許可処分の取消を求めるものです。

取消相当の判断基準としまして、転用行為がされる前であったこと、権利の設定がまだ行われていないこと、当初の許可を行った時点から事情の変更があり、当該土地の権利関係を不当に不安定にするおそれがあることなどから、基準は満たしていると判断されます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の高橋委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

高橋委員

議案第115号について、調査をまいりましたので、ご説明いたします。

事務局から説明があったとおり、計画変更により当該地を使用しなくなったものです。現地も農地として利用できる状態でしたので、許可処分の取消要件を満たすものといえ、取消が相当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第115号、農地法第5条の規定による許可処分の取消について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第115号は、承認するものとして知事に意見書を送付いたします。

議長

次に、日程第10 議案第116号、20ページから27ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第5次計画分を議題に供します。

議長	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第116号、木更津市農用地利用集積、令和2年度第5次計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件は、令和2年8月24日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。</p> <p>それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。</p> <p>今回の計画は、計画1から計画19までとなっております。</p> <p>利用目的は、計画1から計画4、計画9及び計画10が露地野菜を計画7及び計画8、計画11から計画19が水稻を計画5が水稻及び露地野菜を計画6がハウス栽培で野菜を作付けする計画となっております。</p> <p>利用権設定の種類は計画1、計画3から計画5、計画7から計画18まで賃借権の設定、計画2及び計画6が使用貸借権の設定、計画19が所有権の移転となっております。</p> <p>利用権設定期間は、計画1から計画5が5年、計画6、計画8から計画13、計画15、計画18が10年、計画7、計画14、計画16、計画17が8年2ヶ月となっております。</p> <p>計画合計数は、39筆28,729平方メートルとなっております。</p> <p>今回は、一括方式の農地利用集積計画があり、計画7番から計画18番までが該当しております。</p> <p>なお、計画の詳細は、担当課の農林水産課より説明いたします。</p> <p>以上で、事務局からの説明を終わります。</p>
議長	続いて、農林水産課職員の説明を求めます。
農林水産課職員	<p>農林水産課より説明させていただきます。今年度からの農地中間管理事業の事務手続きにつきまして事務の迅速化を図るため一括方式となりましたので、お配りした資料を使って、農地中間管理事業の仕組みと手続きの流れにつきましてご説明いたします。</p> <p>まず、農地中間管理事業のしくみをご覧ください。本事業は、公的な機関が受け皿として、農地バンクとしての役割を担うことで、農業の規模拡大など農地の集積・集約化による生産性向上を目的として、平成26年度にスタートしました。千葉県では、県園芸協会が指定を受けており、県内の各市町村が、事務の委託を受けて申請受付からの事務手続きを行っております。本市では、現在までに約192名から、63ヘクタールの農地を借受けております。</p> <p>事業のしくみにつきましては、機構は地権者から農地を借受け、規模拡大などの農地を借りたい、耕作者に貸し付ける、中間的な役割りを担い、借地料の受け渡し手続きを行う等、公的な機関が間に入ることで信用、信頼ができるものであると考えております。</p> <p>次に、本事業の一括方式につきましてご説明いたします。</p> <p>今までは、農地を機構に貸すための集積計画と、その農地を耕作者に貸す配分計画を別々に2段階の手続きが必要でしたが、今年度からあらかじめ貸し借りの相手を決めて申し込んだ場合に、集積計画と配分計画の地権者、園芸協会、耕作者の3者の権利関係を一本化して、一括で決定する一括方式とし、手続きを簡略化するものでございます。</p> <p>一括方式の流れとしましては、市で農地利用集積計画作成し、県園芸協会で見聞聴取、県同意後に、農業委員会総会において、審査・決定をして頂き、市公告、通知の後、権利の設定となり、今までの手続きと比べ約1ヵ月ほど事務手続き期間が短縮されるものと考えております。</p> <p>以上で、農林水産課からの説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>初めに、計画1番から計画5番について、篠田委員をお願いします。</p>
篠田委員	<p>私からは、計画番号1番から計画5番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p>

篠田委員	<p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。</p> <p>なお、申請地の現況は田及び畑で、水稻及び露地野菜を作付けすることとあります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画6番について、小川委員お願ひします。</p>
小川委員	<p>私からは、計画番号6番について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。</p> <p>なお、申請地の現況は畑で、ハウスでトマトを作付けすることとあります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画7番、計画9番、計画10番及び計画14番から計画17番については、私から説明いたします。</p>
安藤委員	<p>計画番号7番について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。</p> <p>なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて、計画番号9番及び計画10番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。</p> <p>なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることとあります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて、計画番号14番から計画16番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。</p>

安藤委員

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、計画番号17番について、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続いて、計画8番について、杉山委員お願いします。

杉山委員

私からは、計画番号8番について、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続いて、計画11番から計画13番について、竹内委員お願いします。

竹内委員

私からは、計画番号11番から計画13番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
また、本件で3筆申請されておりますが、隣地に既に約5,500平方メートル耕作しております。今回の申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続いて、計画18番について、地曳昭裕委員お願いします。

地曳昭裕委員

私からは、計画番号18番について、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題

地曳昭裕委員 ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続いて、計画19番について、林委員お願いします。

林委員 私からは、計画番号19番について、ご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張・自作地に近い当該農地を取得し、耕作の利便性向上等を図るに
当り、買い受けるものです。
所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されている
とおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利
用するものと思われます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。
以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題
ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員及び農林水産課職員の説明について、質問・
意見等がございましたらお願いします。

地曳昭裕委員 はい。

議長 地曳昭裕委員、どうぞ。

地曳昭裕委員 竹内委員にお聞きします。この方は、靱摺り等はどのようにするのですか。

竹内委員 先程に説明したように、現在約5,500平方メートル耕作しており、今回さらに増えることになる
わけですが、作業については委託となります。

地曳昭裕委員 わかりました。

議長 その他、ございますか。
ご意見等も無いようですので、採決いたします。
なお、本案件の第5次計画分には、■■■■■にかかる計画と、■■■■■にかかる計画があり
ますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「議事参与の制限」により、■■■■■と
■■■■■は、■■■■■をお願いいたします。

それでは、採決いたします。
議案第116号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第5次計画分
を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第116号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものと
いたします。
それでは、退席されております■■■■■、■■■■■には、お戻り願います。

議長

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第2回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時10分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年9月8日

議 長 安藤 一 男

議事録署名委員 平野 眞 一

地 曳 昭 裕